ロ　外皮等面積の合計に占める開口部面積の合計の割合（以下「開口部比率」という。）が、住宅の種類及び地域区分に応じ、次の表に掲げる値以上の場合

| 住宅の種類 | 地域区分 | |
|---|---|---|
| | 1、2及び3 | 4、5、6、7及び8 |
| 一戸建ての住宅 | 0.11 | 0.13 |
| 共同住宅等 | 0.09 | 0.08 |

⑴　断熱構造とする部分

躯体及び開口部については、地域区分に応じ、断熱構造とすること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

イ　居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同様の空間の居室に面する部位以外の部位

ロ　外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁

ハ　断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの

ニ　玄関・勝手口その他これらに類する部分における土間床部分

ホ　断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

⑵　躯体の断熱性能等に関する基準

躯体を⑴に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次のイ及びハ又はロ及びハに定める基準によること。

イ　躯体の熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

| 住宅の種類 | 断熱材の施工法 | 部位 | | 熱貫流率の基準値（単位　1平方メートル1度につきワット） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 地域区分 | | | |
| | | | | 1及び2 | 3 | 4、5、6及び7 | 8 |
| 鉄筋コンクリート造等の住宅 | 内断熱工法 | 屋根又は天井 | | 0.27 | 0.35 | 0.37 | 0.53 |
| | | 壁 | | 0.39 | 0.49 | 0.75 | |
| | | 床 | 外気に接する部分 | 0.27 | 0.32 | 0.37 | |
| | | | その他の部分 | 0.38 | 0.46 | 0.53 | |
| | | 土間床等の外周 | 外気に接する部分 | 0.47 | 0.51 | 0.58 | |
| | | | その他の部分 | 0.67 | 0.73 | 0.83 | |
| | 外断熱工法 | 屋根又は天井 | | 0.32 | 0.41 | 0.43 | 0.62 |
| | | 壁 | | 0.49 | 0.58 | 0.86 | |
| | | 床 | 外気に接する部分 | 0.27 | 0.32 | 0.37 | |
| | | | その他の部分 | 0.38 | 0.46 | 0.53 | |
| | | 土間床等の外周 | 外気に接する部分 | 0.47 | 0.51 | 0.58 | |
| | | | その他の部分 | 0.67 | 0.73 | 0.83 | |
| その他の住宅 | | 屋根又は天井 | | 0.17 | 0.24 | 0.24 | 0.24 |
| | | 壁 | | 0.35 | 0.53 | 0.53 | |
| | | 床 | 外気に接する部分 | 0.24 | 0.24 | 0.34 | |
| | | | その他の部分 | 0.34 | 0.34 | 0.48 | |
| | | 土間床等の外周 | 外気に接する部分 | 0.37 | 0.37 | 0.53 | |
| | | | その他の部分 | 0.53 | 0.53 | 0.76 | |

1　「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。

2　鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

3　一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

ロ　断熱材の熱抵抗の基準

⑴　各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。ただし、鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、⑵によるものとする。

| 住宅の種類 | 断熱材の施工法 | 部位 | 断熱材の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 地域区分 | | | |
| | | | 1及び2 | 3 | 4、5、6及び7 | 8 |
| 鉄筋コンクリート造等の住宅 | 内断熱工法 | 屋根又は天井 | 3.6 | 2.7 | 2.5 | 1.6 |
| | | 壁 | 2.3 | 1.8 | 1.1 | |